

確定申告の受け付けが始まります

令和5年分の確定申告期間
2月16日(金)～3月15日(金)

税理士による
申告相談

確定申告は自宅等のPCやスマホから作成できる 「確定申告書等作成コーナー」から (国税庁ホームページ)

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書や青色申告決算書などが簡単に作成でき、その申告書等は、e-Taxで提出できます。詳しくは国税庁のホームページから(右記のQRコードからアクセス可)。
※郵送で提出する場合は「大阪国税局業務センター阪神分室」(〒661-8521兵庫県尼崎市若王寺3-11-46)へ。



宇治税務署の確定申告会場は、2月16日(金)から開設します。
※土・日・祝日は除きますが、2月25日(日)に限り開設。また、国税相談専用ダイヤルは2月18日(日)、25日(日)も利用可能です。
相談受付時間は、午前9時～午後4時。
ただし、会場内の混雑緩和のため、入場には2月6日(火)以降に国税庁公式LINEによる事前発行および当日会場で発行する「入場整理券」が必要です。

なお、整理券の配付状況に依り、早めに相談受付を終了する場合があります。
※税務署の駐車場は身障者用駐車スペースを除き利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。
※原則、会場ではご自身でスマホやパソコン操作をお願いしています。
※税務署ではコピーサービスを行っていないため、控えが必要な場合は、事前にコピーをお願いします。

▼日時 2月13日(火)14日(水)午前9時30分～正午、午後1時～4時(受付は午前9時～午後3時)
※混雑状況により、早めにご相談を完了する場合があります。
▼場所 文化センター3階
※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得、住宅ローン控除(初年度)等の相談不可。
※来場の際は、ボールペンや電卓などを持参のうえ、お越しください。

確定申告書の作成上の注意

- ①マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要
確定申告書には、申告者本人のマイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。配偶者や扶養親族、事業専従者について記載する場合には、それらの人のマイナンバーの記載が必要(書類添付は不要)です。
- ②公的年金等を受給している人へ
公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税および復興特別所得税の確定申告の必要はありませんが、還付を受ける人は確定申告が必要です。所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関しては、市役所税務課市民税係(☎983・1113)までお問い合わせください。

☎国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)

市税等の納付は 便利な口座振替の ご利用を

国民健康保険料(第8期分)の納期限は令和6年1月31日(水)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所で納付をお願いします。
口座振替をご希望の方は、引き落としを希望する月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関に依

頼書がない場合あり)や市役所へ提出してください。
※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。
※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内市・町・村に送付します。
☎市税に関すること
税務課市民税係(☎983・2481)、
国民健康保険料に関すること
国民健康保険課国保年金係(☎983・2962)

償却資産の申告書等は京都府地方税機構へ 提出期限は 令和6年1月31日(水)まで

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができ、有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。
1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要で、提出期限は令和6年1月31日(水)までです。早期申告にご協力をお願いします。
提出先 現在、提出先が京都府地方税機構に変わり、京都市を除く京都府内の市町村分の申告書等を同機構へ一括で提出することができ、(郵送可)。
ただし、同機構に一括で提出される場合でも、申告書は償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。
※前年度に申告された人については、提出先が変更されています。
提出先 現在、提出先が京都府地方税機構に変わり、京都市を除く京都府内の市町村分の申告書等を同機構へ一括で提出することができ、(郵送可)。
ただし、同機構に一括で提出される場合は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。
※償却資産申告書などの様式は、京都府地方税機構または市ホームページから入手できます。
☎京都府地方税機構
業務課償却資産担当(☎414・4503)
市税務課資産税係(☎983・2480)

固定資産税 都市計画税

土地および家屋にかかる令和6年度固定資産税と都市計画税は、令和6年1月1日現在の現況に基づき、令和6年1月1日現在の所有者に課税されます。
令和6年1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに税務課資産税係まで連絡してください。
令和6年1月2日以降に家屋を取り壊した場合や土地や家屋を売却された場合でも、令和6年度の固定資産税および都市計画税は、令和6年1月1日現在の所有者に課税されます。
1月1日現在の所有者に課税されることとなります。売却の日以降の負担については、先に当事者間で決めておいてください。また、所有権移転登記はお早めに済ませてください。
☎税務課資産税係(☎983・2480)

1月1日の現況により所有者に課税

認定長期優良住宅の新築で固定資産税を減額

認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅の固定資産税額の2分の1を減額します。

減額の要件

- ①令和6年3月31日までに新築されたもの
- ②耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして、京都府知事の認定を受けたもの

③併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

④床面積(併用住宅の場合は、居住部分の床面積)が50㎡以上280㎡以下であること

減額の範囲(居住部分に限る)

▶床面積が120㎡以下の場合
当該住宅にかかる固定資産税額の

2分の1に相当する額
▶床面積が120㎡を超え280㎡以下の場合

当該住宅にかかる固定資産税額の120㎡相当分の2分の1に相当する額

減額期間

新築後5年間(3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅の場合は、新築後7年間)

手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類(認定通知書)の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。
※申請書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーと本人確認ができる書類を提示(郵送の場合は写しを添付)してください。

☎税務課資産税係(☎983-2480)